

長野県高等学校生活協同組合 共同購入事業約款

(目的)

第1条 この約款は長野県高等学校生活協同組合（以下、「高校生協」という）の共同購入事業の利用に関するルールを定める。

(事業の内容)

第2条 共同購入事業とは、商品チラシ及びカタログ（Web上の表示も含む）並びに注文書（以下、「商品チラシ等」という）により提供された商品情報を基に、注文に応じて商品及びチケット等の証憑類（以下「商品等」という）を供給することをいう。

- 2 災害、極度の悪天候、予期せぬ交通事情のトラブル、事故、戦争・地域紛争、テロ、感染症、システムトラブル、停電、行政庁の処分・指導等の措置その他の事由により共同購入事業のサービスの全部または一部の提供を停止することがある。この場合、既に受注した商品等の提供に関わる部分を除き、共同購入事業のサービスの提供の停止について、高校生協は責任を負わない。
- 3 組合員が共同購入事業を12ヵ月間以上注文しなかった場合、または、組合員から共同購入事業の商品チラシ等のお届け停止を希望する旨の申し出があった場合は、高校生協は商品チラシ等のお届けを停止することができる。

(利用)

第3条 組合員は、本約款及び関連規程の定めに従って、前条に定める共同購入事業のサービスを利用することができる。

- 2 組合員は、別途の登録を行ったうえで、所定のWEBページにパスワード等の必要事項を入力し、送信することにより、WEB注文システムを利用することができる。WEB注文システムの利用に関わるルールは、この約款のほか別途に定めるところによる。
- 3 組合員は、氏名・住所・配達先・電話番号・振替口座等の事項を変更する必要がある場合、変更の内容を遅滞なく高校生協に届け出る。

(商品等の注文)

第4条 商品等の注文は、次に定める中から組合員が選択した方法によって行う。

各方法による注文の締切時期など取扱いの詳細は高校生協が別途に定めるところによる。

- ①郵送による注文書の提出
- ②電話による注文
- ③FAXによる注文
- ④WEB注文システムを利用したインターネット注文
- ⑤電子メールによる注文
- 2 商品等の注文をした場合、前項に定める注文方法ごとに次の時点で高校生協が注文を承諾したものとし、売買契約が成立する。
 - ①郵送による注文書の場合は、高校生協が注文書を受領した時
 - ②電話による注文の場合は、注文を受けた電話の通話が終了した時
 - ③FAXによる注文の場合は、注文書を高校生協が受信した時
 - ④WEB注文システムを利用したインターネット注文の場合は、注文データを高校生協が受信した時
 - ⑤電子メールによる注文の場合は、高校生協が電子メールを受信した時
- 3 次の場合は組合員本人による注文があったものとみなす。
 - ①組合員の氏名及び職員番号が記載された注文書が郵送により提出された場合
 - ②高校生協が定めた方法により組合員本人であると確認した上で、電話による注文を受けた場合
 - ③組合員の氏名及び職員番号を記載した注文書面をFAXで受信した場合
 - ④組合員に交付したID・パスワードによる認証を経たインターネット注文データを、高校生協が受信した場合
 - ⑤組合員の氏名及び職員番号の記載がある電子メールの注文を高校生協が受信した場合

- 4 組合員は、注文後8日以内であれば注文をキャンセルすることができる。8日経過以降に注文をキャンセルする場合は、別途高校生協と相談する。

(利用制限)

第5条 転売、賃貸、質入れ及び商行為を目的とした商品等の購入は一切できない。

- 2 次の場合には、高校生協から、電話等による確認、数量減等の要請、注文時または配達時の支払いの要請、売買契約の解除などの対応を任意に行うことができる。

① 1ヵ月間の注文金額が、次項に規定する利用金額の限度を超えることとなる注文を受けた場合。

② 受けた注文の数量・金額が一般家庭での利用限度を超えると生協が判断した場合。

- 3 共同購入事業の利用限度額は、別途に定める「組合員の事業利用と利用代金等支払いに関する規則」の範囲内とし、限度額の引き上げを希望する場合は別途高校生協と相談する。

(利用停止)

第6条 利用停止とは、共同購入事業の商品チラシ等の配付、注文の受付、商品等のお届けを停止することを意味する。

- 2 共同購入事業の利用停止を希望する組合員は高校生協に連絡するものとし、高校生協は申し出に従って利用停止を行う。

- 3 次の場合には、組合員からの申し出がなくても、高校生協は利用停止を行うことができる。これに加えて、高校生協が必要と認めるときは、既に受けた注文に関して売買契約を解除することができる。

① 転売、賃貸、質入れ及び商行為を目的とした商品等の購入を行っていたことが判明した場合

② 正当な理由なく繰り返して大量に返品を行った場合

③ 未成年もしくは高齢の組合員が、商品等の種類・数量・金額等に関して不適切な注文を行っているとの理由に基づき、家族等から申し出があった場合

④ 利用者と口座名義人が異なり、口座名義人から引落とし停止の申し出があるが、利用者に連絡がつかない場合や、登録口座や支払方法を変更しなかった場合

⑤ 商品等の代金が所定の期日を越えて入金されない場合

⑥ 組合員本人又は家族が過去に利用代金等の支払いを怠ったことがあるなど、代金の支払いに不安があると高校生協が判断した場合

⑦ この約款等に定める高校生協の共同購入事業の利用条件に合わず、円滑な共同購入事業の利用が困難と高校生協が判断した場合

⑧ 過剰な要求など高校生協とのトラブルが多く、サービスの円滑な提供に支障が生ずると高校生協が判断した場合

- 4 前項のほか、1か月の利用金額が利用限度額に達した場合も、商品チラシ等の配付や商品等の注文を任意に停止することができる。

(商品等の配達)

第7条 商品等の配達先は、①組合員の所属先に届ける「所属配達」、②組合員の自宅に届ける「自宅配達」、③組合員の指定先に届ける「指定先配達」の3通りがある。

- 2 高校生協は、配達場所に応じて、別途に定める送料を申し受ける。

- 3 商品等の所有権移転時期は、所属配達の場合は各所属先が商品等を受領した時、自宅配達の場合は各組合員が商品等を受領した時、指定先配達の場合は各指定先が商品等を受領した時に、引渡し完了し所有権が移転する。

(商品等の配達ができない場合)

第8条 災害、極度の悪天候、予期せぬ交通事情のトラブル、事故、戦争・地域紛争、テロ、争議行為、感染症、システムトラブル、停電、行政庁の処分・指導等の措置、輸出入の際の港湾作業の遅延、製造者・生産者の事情による生産遅延・数量不足、注文の著しい増加その他の事由によって注文通りの商品等の配達ができない場合がある。

- 2 前項の場合、高校生協は、配達日や配達方法の変更、配達中止、配達分量の削減、高校生協の定めたルールによる代替品の提供によって対応する。これらの事情については、原則として配達明細書、電話・FAX、電子メール等の電磁的方法によりお知らせするものとし、代金等

の返金が発生する場合は、原則として代金等からの減額もしくは組合員の指定する口座への振込により返金する。

- 3 前項の対応のうち、代替品の提供について事前に同意していない場合、組合員は、高校生協による代替品の提供から1週間以内に代替品を返品することができる。この場合、注文した商品等は提供できなかったものとして、原則として代金等からの減額もしくは組合員の指定する口座への振込により代金等の返金を行う。
- 4 前3項による対応について、高校生協は原則として第2項・第3項に定める返金等の他に責任を負わない。

(配達した商品等に問題がある場合)

第9条 配達した商品等が不良品である場合、注文と相違している場合、商品チラシ等と相違している場合には、交換または返品によって対応する。返品の場合は、原則として代金等からの減額もしくは組合員の指定する口座への振込により代金等の返金を行う。

- 2 前項以外の場合でも、特定の時期に届かなければ著しく価値が低下する商品等について、納品が予定の時期より遅れた場合には、組合員は売買契約を取り消し、高校生協からの連絡にそって返品を行うことによって、原則として代金等からの減額もしくは組合員の指定する口座への振込により代金等の返金を受けることができる。
- 3 前2項による対応について、高校生協は、商品等により組合員に直接かつ現実に発生した損害がある場合を除き、前2項に定める返金等の他に責任を負わないものとする。

(組合員の都合による返品)

第10条 前条に定める場合を除き、次に掲げる商品等については返品することができない。

- ① 食品
 - ② 書籍、CD、DVD等の著作物
 - ③ カレンダー
 - ④ 植物、植物の種
 - ⑤ ペットフード
 - ⑥ 医薬品、化粧品、衛生用品
 - ⑦ チケット類
 - ⑧ 複数の物品を一括して供給するセット商品等の一部（セット商品等全体を返品する場合は含まない）
 - ⑨ 組合員の指定により製作・加工・名入れした商品等
 - ⑩ 組合員がサイズを指定し加工した商品等
- 2 前条に定める場合のほか、組合員は、前項以外の商品等については、未開封かつ利用者によるキズ等がない場合に限り、配達日から3日以内に高校生協に連絡することにより、返品することができる。
 - 3 前2項によれば返品ができない場合であっても、やむを得ない事情があると高校生協が認めるときには、返品を受け付ける場合がある。
 - 4 前3項により返品を受け付けた場合、原則として代金等からの減額もしくは組合員の指定する口座への振込により代金等の返金を行う。

(請求書)

第11条 請求書の金額等に疑義がある場合や、期限までに支払いができない場合には、組合員はあらかじめ高校生協に連絡し、支払方法等を含む対応について協議する。

(利用代金等の支払方法)

第12条 高校生協が別途に定める「組合員の事業利用と利用代金等支払いに関する規則」によるものとする。

(協議解決)

第13条 この約款及び関連する規程等に関し、適用上の疑義が生じ、または定めのない事項に関する問題が生じた場合は、組合員と高校生協が双方誠意をもって話し合い、相互に協力、理解して問題解決を図る。

(管轄裁判所)

第14条 組合員と高校生協との間で裁判上の争いになったときは、長野地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(約款の変更)

第15条 高校生協は、共同購入事業のサービスの充実・合理化、組合員の便宜向上、社会経済状況の変化への対応その他共同購入事業の円滑な実施のため必要がある場合に、この約款を変更することができる。

2 前項の場合、高校生協は、この約款を変更する旨、変更後の内容および変更の効力発生日について、次に定める方法を適宜活用して、組合員への周知を図る。

- ①組合員への文書の配付
- ②ホームページへの掲載
- ③マイページへの記載
- ④事務所での掲示
- ⑤その他高校生協が定める適切な方法

附 則

(施行期日)

この約款は、2020年3月1日から施行する。